

茨城県共同募金会の概要

1 設置根拠法

社会福祉法 第10章 地域福祉の推進

第3節 共同募金

- 共同募金 第112条
- 共同募金会 第113条
- 共同募金会の認可 第114条

2 名称・所在地

社会福祉法人 茨城県共同募金会 水戸市千波町1918番地

3 事業(定款第1条)

- (1) 共同募金及び配分の実施
- (2) 共同募金に関する啓発宣伝と世論の醸成
- (3) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (4) 募金目標額の決定
- (5) 寄附金の管理及び受配者に対する配分金使途の監査
- (6) 共同募金以外の寄附金の受入れと配分
- (7) 受配者指定寄附金の受入れ及び審査
- (8) 県・市町村社会福祉協議会との連絡及び協力
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) 社会福祉法人中央共同募金会との連携
- (11) その他この法人の目的達成のため必要な事項

4 沿革

- 大正10年 長崎市でアメリカにならって共同募金実施
- 昭和22年 第1回共同募金 全国的に実施(本県は台風被害のため取り止め)
- 昭和23年 本県第1回共同募金実施 県庁分庁舎に仮設事務局を置く
この年に初めて赤い羽根を使用
- 昭和24年 財団法人として認可
お年玉付郵便葉書寄附金業務の窓口となる
- 昭和26年 社会福祉事業法制定(共同募金の法制化)
- 昭和27年 社会福祉法人茨城県共同募金会設立(5月17日)
- 昭和32年 共同募金会会館竣工(水戸市三の丸)事務局移転
- 昭和34年 共同募金実施期間が10月から12月までの3ヶ月に拡大 歳末たすけあいも含めることとなる
- 昭和37年 日本自転車振興会・日本小型自動車振興会の窓口となる
- 昭和45年 指定寄附金制度創設(国)
- 昭和45年 (財)中央競馬馬主社会福祉財団の窓口となる
- 昭和47年 県民福祉センター(水戸市千波町後川)に事務局移転
- 平成3年 県総合福祉会館(水戸市千波町)に事務局移転
- 平成9年 お年玉付郵便葉書寄附金業務は郵政省の直轄事業となる
- 平成12年 社会福祉事業法の全面改正 社会福祉法となる
- 平成22年 財団法人JKA(旧日本自転車振興会および旧日本小型自動車振興会補助金)推薦業務は廃止となり財団の直轄事業となる